

# 障害者自立支援給付支払等システムについて

平成27年3月13日

社会・援護局 障害保健福祉部 企画課給付管理係



## 1. システム関係の今後のスケジュール

# 平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に係るシステム関係スケジュール

		2月			3月			4月			5月
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬
国	説明会等		★2/12 報酬改定検討チーム (とりまとめ)		★3/6 障害保健福祉関係主管課長会議						
	平成27年度障害福祉サービス等報酬改定			★2/26 社会保障審議会 障害者部会	★3/13 合同担当者説明会 (平成27年4月報酬改定システム対応等)						
			★2/12 報酬算定構造(案) 請求様式(案) インタフェース仕様書(案)等 の提示	報酬告示 留意事項通知 事務処理要領 インタフェース仕様書 サービスコード表等の提示			★施行		簡易入力システム 支払等システム リリース		
国保中央会			システム改修				ベンダテスト		★4/20		
国保連合会									異動情報登録		1日～ 請求受付 開始
都道府県			システム改修				ベンダテスト		異動情報作成		
市町村			システム改修				異動情報作成				
障害福祉サービス等事業者			システム改修								1日～ 請求開始

## 2. 平成27年4月インタフェース仕様書の主な変更点について

## 平成27年4月インタフェース仕様書の主な変更点について

平成27年度障害福祉サービス等報酬改定(以下、「平成27年度報酬改定」という。)等に伴い、各システム間のインタフェースについても所要の見直しを行う。

インタフェース仕様書の主な変更点は、以下のとおり。

### ■ 共通編

改定内容	情報名	改定内容に基づく対応
平成27年度報酬改定	決定サービスコード	以下の決定サービスコードを変更 ・「121000:重度訪問介護15%加算対象者決定」⇒「121000:重度訪問介護重度障害者等包括支援対象者決定」 ・「122000:重度訪問介護7.5%加算対象者決定」⇒「122000:重度訪問介護障害支援区分6該当者決定」
		以下の決定サービスコードを削除 ・「332000:共同生活援助経過的居宅介護決定」
		以下の決定サービスコードを追加 ・「220927:生活介護児童移行者加算重度障害児支援(強度行動障害)」 ・「240928:短期入所加算重度障害者支援加算(強度行動障害)対象者」 ・「320927:施設入所支援児童移行者加算重度障害児支援(強度行動障害)」
	決定サービスコード (障害児給付費)	以下の決定サービスコードを追加 ・「710922:児童入所支援加算重度障害児支援(強度行動障害)」 ・「725000:医療型児童入所支援基本決定(有期有目的)(自閉症児)」 ・「726000:医療型児童入所支援基本決定(有期有目的)(肢体不自由児)」 ・「727000:医療型児童入所支援基本決定(有期有目的)(重症心身障害児)」 ・「720922:医療型児童入所支援加算重度障害児支援(強度行動障害)」
	地域区分コード	平成27年4月以降指定事業所等で使用しない地域区分コードを削除  平成27年4月以降児童施設経過措置事業所で使用する地域区分コードを追加

改定内容	情報名	改定内容に基づく対応
平成27年度報酬改定	地域区分コード (障害児給付費)	平成27年4月以降指定事業所等で使用する地域区分コードを追加
		児童デイ経過措置事業所の地域区分コードを削除
	夜間支援等体制加算 対象利用者数	<p>「夜間支援等体制加算対象利用者数」について、以下を変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同生活援助について、「01:4人以下」⇒「01:4人」に変更、「10:2人以下」及び「11:3人」を追加</li> <li>・宿泊型自立訓練に関する夜間支援等体制加算対象利用者数を追加</li> </ul>
その他	開所時間減算区分	「開所時間減算区分」を追加
	施設等の区分 (障害児給付費)	<p>「施設等の区分(障害児施設)」について、以下を変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療型児童発達支援及び医療型障害児入所支援について、「2:指定医療機関」⇒「2:指定発達支援医療機関」に変更</li> </ul>

# 都道府県編

改定内容	情報名	改定内容に基づく対応
平成27年度報酬改定	事業所情報	「送迎加算の有無」に、「3:Ⅰ」及び「4:Ⅱ」を追加
		「目標工賃達成加算の有無」について、以下を変更 ・「5:Ⅰ」を追加 ・「3:Ⅰ」⇒「3:Ⅱ」に変更 ・「4:Ⅱ」⇒「4:Ⅲ」に変更
		「福祉専門職員配置等加算の有無」について、以下を変更 ・「5:Ⅰ」を追加 ・「3:Ⅰ」⇒「3:Ⅱ」に変更 ・「4:Ⅱ」⇒「4:Ⅲ」に変更
		「特定事業所加算区分」に、「5:Ⅳ」を追加
		「福祉・介護職員処遇改善加算キャリアパス区分」について、以下を変更 ・「5:Ⅰ」を追加 ・「1:Ⅰ」⇒「1:Ⅱ」に変更 ・「2:Ⅲ(キャリアパス要件、定量的要件)」⇒「2:Ⅳ(キャリアパス要件、定量的要件)」に変更 ・「3:Ⅱ(キャリアパス要件)」⇒「3:Ⅲ(キャリアパス要件)」に変更 ・「4:Ⅱ(定量的要件)」⇒「4:Ⅲ(定量的要件)」に変更
		「就労定着実績区分」について、以下を変更 ・「就労定着実績区分」⇒「就労移行・定着実績区分」に項目名を変更 ・「4:過去2年間一般就労への移行実績がゼロ」を追加 ・「2:過去3年間の定着率がゼロ」⇒「2:過去3年間の定着者がゼロ」に変更 ・「3:過去4年間の定着率がゼロ」⇒「3:過去4年間の定着者がゼロ」に変更
		「夜間支援等体制加算区分」について、「5:Ⅰ・Ⅱ」、「6:Ⅰ・Ⅲ」、「7:Ⅱ・Ⅲ」、「8:Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を追加



改定内容	情報名	改定内容に基づく対応
平成27年度報酬改定	事業所情報	<p>加算等の届出を管理するため、以下の項目を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「開所時間減算の有無」、「開所時間減算区分」、「重度障害者(児)支援加算(強度行動障害)の有無」、「就労定着支援体制加算区分(6月以上12月未満)」、「就労定着支援体制加算区分(12月以上24月未満)」、「就労定着支援体制加算区分(24月以上36月未満)」、「常勤看護職員等配置加算の有無」</li> </ul>
	障害児施設情報	<p>「福祉専門職員配置等加算の有無」について、以下を変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「5:Ⅰ」を追加</li> <li>・「3:Ⅰ」⇒「3:Ⅱ」に変更</li> <li>・「4:Ⅱ」⇒「4:Ⅲ」に変更</li> </ul>
		<p>「福祉・介護職員処遇改善加算キャリアパス区分」について、以下を変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「5:Ⅰ」を追加</li> <li>・「1:Ⅰ」⇒「1:Ⅱ」に変更</li> <li>・「2:Ⅲ(キャリアパス要件、定量的要件)」⇒「2:Ⅳ(キャリアパス要件、定量的要件)」に変更</li> <li>・「3:Ⅱ(キャリアパス要件)」⇒「3:Ⅲ(キャリアパス要件)」に変更</li> <li>・「4:Ⅱ(定量的要件)」⇒「4:Ⅲ(定量的要件)」に変更</li> </ul>
		<p>「指導員加配加算の有無」に、「3:児童指導員等」及び「4:児童指導員等以外」を追加</p>
		<p>加算等の届出を管理するため、以下の項目を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「関係機関連携加算の有無」、「開所時間減算の有無」、「開所時間減算区分」、「有資格者配置の有無」、「保育職員加配加算の有無」、「重度障害児支援加算(強度行動障害)の有無」、「相談支援特定事業所加算の有無」、「専門訪問支援員体制の有無」</li> </ul>

## ■市町村編

改定内容	情報名	改定内容に基づく対応
平成27年度報酬改定	市町村審査用資料情報	<p>行動援護のヘルパーの要件見直しに伴い、以下を変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「合計1・内訳 100%」、「合計1・内訳 70%」及び「ヘルパー資格」について、サービス提供年月が平成27年4月以降、サービス種類が行動援護において、設定しない旨を記載</li> </ul> <p>宿泊型自立訓練の夜間防災・緊急時支援体制加算の見直しに伴い、以下を変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「提供実績の合計・夜間支援体制加算(回)」及び「夜間支援体制加算」について、サービス提供年月が平成27年4月以降、サービス種類が宿泊型自立訓練において、夜間支援等体制加算の算定回数を設定する旨を記載</li> </ul>
その他	全体	<p>「サービス開始日等・利用日数」について、サービス提供年月が平成27年4月以降、欠席時対応加算のみの場合、1日とカウントしない旨の記載を追加</p>

## ■ サービス事業所編

改定内容	情報名	改定内容に基づく対応
平成27年度報酬改定	介護給付費等明細書情報	契約情報レコードの作成対象サービスについて、以下の決定コード名称を変更 ・「重度訪問介護15%加算対象者決定」⇒「重度訪問介護重度障害者等包括支援対象者決定」 ・「重度訪問介護7.5%加算対象者決定」⇒「重度訪問介護障害支援区分6該当者決定」
	サービス提供実績記録票情報	行動援護のヘルパーの要件見直しに伴い、以下を変更 ・「合計1・内訳 100%」、「合計1・内訳 70%」及び「ヘルパー資格」について、サービス提供年月が平成27年4月以降、サービス種類が行動援護において、設定しない旨を記載
		宿泊型自立訓練の夜間防災・緊急時支援体制加算の見直しに伴い、以下を変更 ・「提供実績の合計・夜間支援体制加算(回)」及び「夜間支援体制加算」について、サービス提供年月が平成27年4月以降、サービス種類が宿泊型自立訓練において、夜間支援等体制加算の算定回数を設定する旨を記載
		サービス提供実績記録票設定例について、以下を変更 ・行動援護のヘルパー及びサービス提供責任者の要件に関する記載を削除 ・共同生活援助の記載及び設定の見直し ・家庭連携加算及び事業所内相談支援加算の記載及び設定の見直し
その他	全体	「サービス開始日等・利用日数」について、サービス提供年月が平成27年4月以降、欠席時対応加算のみの場合、1日とカウントしない旨の記載を追加



### 3. 平成27年度障害福祉サービス等報酬改定について

## ①異動連絡票情報等作成の際の留意事項

## コード値の切り替えについて

平成27年度報酬改定において、送迎加算及び指導員加配加算の算定要件を見直し、新たな区分を創設する。

これに伴い、送迎加算及び指導員加配加算に係る算定要件を満たしている事業所については、平成27年4月以降、新たなコード値を設定した事業所異動連絡票情報、または障害児施設異動連絡票情報を提出すること。

対象の項目については、「平成27年4月よりコード値を切り替える必要がある項目一覧」を参照。

### ■平成27年4月よりコード値を切り替える必要がある項目一覧

対象情報	項目名	設定可能なコード値		備考
		平成27年3月以前	平成27年4月以降	
事業所異動／訂正連絡票情報 (サービス情報)	・送迎加算の有無	1:無し 2:有り	1:無し 3:Ⅰ 4:Ⅱ	以下のサービス種類は対象外 ・短期入所 ・宿泊型自立訓練
障害児施設異動／訂正連絡票 情報(サービス情報)	・指導員加配加算 の有無	1:無し 2:有り	1:無し 3:児童指導員等 4:児童指導員等以外(※)	※「指導員」の場合に設定する。

## コード値内容の変更について

平成27年度報酬改定において、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉専門職員配置等加算及び目標工賃達成加算の算定要件を見直し、新たな区分を創設する。

これに伴い、新たな区分の算定要件を満たす事業所及び障害児施設については、平成27年4月以降、福祉・介護職員処遇改善加算キャリアパス区分、福祉専門職員配置等加算及び目標工賃達成加算に係る項目に新たなコード値を設定した事業所異動連絡票情報、または障害児施設異動連絡票情報を提出すること。

なお、平成27年3月末時点において当該加算の算定要件を満たしており、平成27年4月からの新たな区分の要件に該当しない事業所については、それ以外の項目に変更がなければ、システム上で読み替えを行うため、改めて異動／訂正連絡票情報を提出する必要はない。

対象の項目については、「平成27年4月よりコード値内容の変更がある項目一覧」を参照。

### ■平成27年4月よりコード値内容の変更がある項目一覧

対象情報	項目名	設定可能なコード値		備考
		平成27年3月以前	平成27年4月以降	
事業所異動／訂正連絡票情報 (サービス情報) 障害児施設異動／訂正連絡票 情報(サービス情報)	・福祉・介護職員 処遇改善加算 キャリアパス区分	1: I 2: III(キャリアパス要件、 定量的要件) 3: II(キャリアパス要件) 4: II(定量的要件)	1: II 2: IV(キャリアパス要件、 定量的要件) 3: III(キャリアパス要件) 4: III(定量的要件) 5: I	「5: I」を新設する。 既存の区分については、コード値は変更 せずに、コード値内容のみ変更する。
	・福祉専門職員 配置等加算の 有無	1: 無し 3: I 4: II	1: 無し 3: II 4: III 5: I	「5: I」を新設する。 既存の区分については、コード値は変更 せずに、コード値内容のみ変更する。
事業所異動／訂正連絡票情報 (サービス情報)	・目標工賃達成 加算の有無	1: 無し 3: I 4: II	1: 無し 3: II 4: III 5: I	「5: I」を新設する。 既存の区分については、コード値は変更 せずに、コード値内容のみ変更する。



②平成27年4月以降の介護給付費等の  
請求事務について(案)

## 平成27年4月からの介護給付費等の請求書様式等の主な改正点について

平成27年度報酬改定に伴い、請求様式の一部改正を行う。

	様式名称	様式番号	区分	変更内容
障害者総合支援法	行動援護サービス提供実績記録票	様式2	変更	「内訳(適用単価別)」欄を削除。
	短期入所サービス提供実績記録票	様式6	変更	「備考」欄の記載方法を変更。
	施設入所支援提供実績記録票	様式9	変更	「備考」欄の記載方法を変更。
	宿泊型自立訓練サービス提供実績記録票	様式15	変更	「夜間防災・緊急時支援体制加算」欄を「夜間支援等体制加算」欄に名称変更。
	地域移行支援提供実績記録票	様式20	変更	「備考」欄の記載方法を変更。

	様式名称	様式番号	区分	変更内容
児童福祉法	児童発達支援提供実績記録票	様式3	変更	家庭連携加算を算定する場合の記載方法を変更。 「備考」欄の記載方法を変更。
	医療型児童発達支援提供実績記録票	様式4	変更	家庭連携加算を算定する場合の記載方法を変更。 「備考」欄の記載方法を変更。
	放課後等デイサービス提供実績記録票	様式5	変更	家庭連携加算を算定する場合の記載方法を変更。 「備考」欄の記載方法を変更。





# 施設入所支援提供実績記録票の記載における変更点

本様式は、事業所番号(10桁)の3桁目が「1」の事業所が使用する様式。

平成 年 月 分 施設入所支援提供実績記録票 (様式9)											
受給者証番号		支給決定障害者氏名				事業所番号					
補足給付適用の有無		補足給付額(日額)		円/日		事業者及びその事業所					
日付	曜日	支援実績			実費算定額				利用者確認印	備考	
		サービス提供の状況	入院・外泊時加算	入院時支援特別加算	食事の算定	入浴の算定	洗濯の算定	光熱水費の算定			利用者確認印
					朝食	昼食	夕食	一日	一月	四母	
					朝食	昼食	夕食	一日	一月	四母	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
合計					円	円	円	円	円	円	
各小計					円	円	円	円	円	円	
実費合計額					円	円	円	円	円	円	
入所時特別支援加算	利用開始日	30日目		当月算定日数							
地域移行加算	入所中算定日	退所日		退所後算定日							

実績記録票については、一事業所(事業所番号単位)の支給決定障害者等一人につき、一月に一件作成する。

強度行動障害を有する者に対し、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が支援を行った場合、「備考」欄に「重度障害者支援加算(Ⅱ・夜間支援)」と記載する。

# 宿泊型自立訓練サービス提供実績記録票の記載における変更点

本様式は、事業所番号(10桁)の3桁目が「1」の事業所が使用する様式。

(様式15)

平成 年 月 分 宿泊型自立訓練サービス提供実績記録票

受給者証番号		支給決定障害者氏名	事業所番号
		事業者及びその事業所	

  

日付	曜日	支援実績						利用者確認印	備考
		サービス提供の状況	夜間支援等特別加算	食事提供加算	入浴時支援特別加算	帰宅時支援加算	日中支援加算		
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
合計									

  

初期加算	利用開始日	30日目	当月算定日数
地域移行加算	入所中算定日	退所日	退所後算定日

実績記録票については、一事業所(事業所番号単位)の支給決定障害者等一人につき、一月に一件作成する。

「夜間防災・緊急時支援体制加算」欄を「夜間支援等体制加算」欄に変更。

夜間支援等体制加算(Ⅰ)の算定要件を満たす場合は「1」、  
 夜間支援等体制加算(Ⅱ)の算定要件を満たす場合は「2」、  
 夜間支援等体制加算(Ⅲ)の算定要件を満たす場合は「3」を記載する。

※ すべてサービス提供日に限る。











## 5. 障害者自立支援給付支払等システムに係るQ&Aについて

No	区分	質問	回答	備考
1	平成27年度報酬改定	インタフェース仕様書(都道府県編) 事業所異動連絡票情報(サービス情報) 項番139「開所時間減算の有無」、項番145「常勤看護職員等配置加算の有無」の項目が新たに追加されているが、本項目は障害児施設から移行し、経過措置により事業者指定を受けた障害者支援施設においては算定できない報酬に係る項目だが、本項目の設定は必要か。	「開所時間減算の有無」及び「常勤看護職員等配置加算の有無」については、サービス種類が生活介護の場合、必ず設定が必要な項目であるため、経過措置の事業所においても設定が必要となる。 なお、経過措置の事業所の場合、本項目には「1:無し」を設定することになる。	新規
2	平成27年度報酬改定	インタフェース仕様書(都道府県編) 事業所異動連絡票情報(サービス情報) 項番141「重度障害者(児)支援加算(強度行動障害)の有無」の項目が新たに追加されているが、サービス種類が生活介護及び施設入所支援の場合、本項目は基準を満たして指定を受けた事業所においては算定できない報酬に係る項目だが、本項目の設定は必要か。	「重度障害者(児)支援加算(強度行動障害)の有無」については、サービス種類が生活介護及び施設入所支援の場合、必ず設定が必要な項目であるため、基準を満たして指定を受けた事業所においても設定が必要となる。 なお、基準を満たして指定を受けた事業所の場合、本項目には「1:無し」を設定することになる。	新規
3	平成27年度報酬改定	宿泊型自立訓練の夜間支援等体制加算について、一つの事業所において、複数の夜間支援従事者がサービス提供を行い、夜間支援従事者によって対象利用者数が異なる場合、事業所台帳(サービス情報)の「夜間支援等体制加算対象利用者数」には、一つの区分の対象利用者数しか設定できないが、何を設定すればよいか。	対象利用者数をもっとも多い区分を設定いただきたい。 なお、この場合、支払等システムの点検では、設定されていない区分の報酬の請求に対して、「警告(PB46:※受付:台帳の夜間支援等体制加算対象利用者数と不一致の請求です)」となるため、市町村審査にて支払可否を確認いただきたい。	新規
4	平成27年度報酬改定	障害児サービスに係る地域区分について、平成27年2月12日付「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(骨子版)」において、「上乗せ割合については、平成27年度から29年度にかけて段階的に引き上げ(下げ)を行い、30年度から完全施行」と記載されているが、平成28年度及び平成29年度の地域区分については、いつ示されるのか。	平成28年度以降の地域区分については、各年度の予算編成過程における検討を踏まえ、毎年度末までに提示する予定である。	新規
5	平成27年度報酬改定	報酬改定において関係機関連携加算が創設されており、インタフェース仕様書(都道府県編) 障害児施設異動連絡票情報(サービス情報)においても、項番70「関係機関連携加算の有無」の項目が新たに追加されているが、どのサービスでも当該項目は設定不要となっている。 インタフェース仕様書の記載誤りか。	当該加算については、当初、事業所からの体制届出を必要とすることで検討していたが、その後の検討において、体制の届出は不要としたため、システムにおいても設定は不要である。	新規

No	区分	質問	回答	備考
6	その他	<p>地域移行加算は入所中1回、退所後1回を限度として算定できる加算となっているが、退所後に算定する場合、報酬告示には退所後30日以内に相談援助を行った場合に加算する、と規定されている。</p> <p>この退所後30日以内とは、「退所した日を含んで30日以内」と解釈してよいか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p> <p>なお、退所後算定が可能なその他加算(退所時特別支援加算、自立生活支援加算(平成27年4月以降の共同生活援助のサービスで算定する場合))についても、同様である。</p>	新規



## 6. 平成27年度報酬改定の円滑施行に向けて

## 都道府県・市町村へのお願い

### ○台帳の整備

平成27年度報酬改定に伴い、事業所の体制の届出内容に変更がある事業所及び障害児施設に対する異動連絡票情報の提出等、台帳の整備が必要となる。

また、補足給付費額の改定や強度行動障害、または障害児入所支援における有期有目的利用の支給決定に係る異動連絡票情報の提出等、受給者台帳の整備が必要となる。

このため、都道府県の事業所台帳情報(障害児支援の場合は、障害児施設台帳情報)及び市町村等の受給者台帳情報(障害児支援の場合は、障害児支援受給者台帳情報)と事業者の請求情報の突合において、台帳の整備漏れ等による請求エラーが発生することのないよう、都道府県及び市町村におかれては、事業所台帳情報及び受給者台帳情報の入力・国保連への登録に当たっては万全を期されるようお願いしたい。

### ○各種加算等の届出時期について

通常、4月から加算等の算定を開始する場合は3月15日までに各都道府県知事等へ届出を行うこととなるが、報酬改定による影響を鑑み、4月中に届出がなされた新規の加算等について、4月からの算定が可能な取扱とする。

具体的な届出日については、各都道府県において柔軟な設定を行って差し支えないが、5月の請求に対する点検処理において、台帳情報の未整備によるエラーが多発し、事業所への支払事務に混乱が生じないように、各都道府県国保連合会と十分調整の上、設定して頂きたい。

### ○事業者への周知について

都道府県、政令市等におかれては、平成27年度報酬改定について、事業者からの請求処理が円滑に行えるよう、各種加算の届出等、事業者に対し十分に周知願いたい。